附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。ただし、第八条（回路配置利用権等の登録に関する政令第六十六条の改正規定に限る。次条において同じ。）、次条及び附則第四条（意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）第六条の四第二項ただし書の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

（回路配置利用権等の登録に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日の前日までの間における第八条の規定による改正後の回路配置利用権等の登録に関する政令第六十六条の規定の適用については、同条中「第六十三条」とあるのは、「第六十四条」とする。

（実用新案登録令及び商標登録令の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第六十七条」を「第六十六条」に改める。

一　実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）第七条

二　商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）第十条

（意匠登録令の一部改正）

第四条　意匠登録令の一部を次のように改正する。

第六条の四第二項ただし書中「第四十二条第一項第一号」を「第四十二条第一項」に改める。

第七条中「第六十七条」を「第六十六条」に改める。

（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正）

第五条　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「並びに第四十一条から第四十三条まで」を「、第四十一条並びに第四十三条」に改める。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

政令第二百三十五号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第二条第一項及び第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「七十八万七千七百円」を「八十万六千七百円」に、「七十八万九千三百円」を「八十万九千円」に改める。

第六条中「八十八万七千七百円」を「九十万六千七百円」に、「八十八万九千三百円」を「九十万九千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第一条及び第六条の規定は、令和七年十月以後の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金及び同法第十条第一項の規定による補足的老齢年金生活者支援給付金の支給について適用し、同年九月以前の月分の当該老齢年金生活者支援給付金及び当該補足的老齢年金生活者支援給付金の支給については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百三十六号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第七目達原駐屯地の項の次に次のように加える。

佐賀駐屯地	佐賀市

附　則

この政令は、令和七年七月九日から施行する。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

府令

○内閣府令第六十三号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）及び公益信託に関する法律施行令（令和七年政令第二百三十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、公益信託に関する法律施行規則を次のように定める。

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂